「JR東海労働組合 名古屋地方本部

業務ニュース名古屋

2023年5月2日 NO.408

発行責任者 荻野 隆一

編 集 業務部

「団体交渉の申し入れについて」 CMCとの団体交渉開催!

4月19日、名古屋地本はセントラルメンテナンス株式会社(CMC)と団体交渉を開催しました。 2021年に団交開催に続き4回目の団交開催になりました。 以下、申し入れに対する会社回答 と協議内容です。

団交出席者

組合側 荻野委員長、加藤副委員長、御辺書記長、山田執行委員、松山中央執行委員 CMC側 戸塚人事部次長、下野人事部人事課担当課長、平野人事部勤労課担当課長

《申し入れと会社回答》

1. JR東海大垣運輸区から貴社大垣事業所(以下、「大垣事業所」という)に出向に行った組合員は心臓疾患による経過観察中の組合員です。貴社はこの事実を掌握しているのか明らかにして下さい。

【回答】社員の就業上の配慮が必要な情報は適切に把握している。

〈主なやりとり〉

組合:必要な情報は全部IR東海から聞いているのか。

会社:そうである。

組合:何時の段階で聞いているのか。

会社:出向の就労条件が出る3週間前である。

組合:加藤さんが知る前か。

会社: 当然そうである。

組合:加藤さんが心臓疾患者で就労制限が掛かっていることも聞いているのか。

会社:そうである。

組合:その事実を知った上で大垣事業所に決めたのか。

会社:そうである。

2. 貴社が組合員の出向を受け入れた経過並びに理由・根拠を明らかにして下さい。

【回答】JR東海と当社で協議をした結果、出向受け入れについて合意に至った。 〈主なやりとり〉

組合:加藤さんは心臓疾患者で就労条件に制限があるのにJR東海と協議をして出向受け入れについて合意したのか。

会社:そうである。

組合:加藤さんは心臓疾患者で「車掌業務」ができないので「出向」になった事も知っていて判断したのか。

会社:そうである。

組合:心臓疾患に対しての就労条件の判断基準は有るのか。

会社:心臓疾患で有ることも含めて働けると判断した。

組合:なぜ、冬は極寒、夏は極暑のような厳しい労働条件のましてや屋外で働く大垣事業所に 決定したのかその判断基準を示せ。

会社:近々大垣事業所は欠員が発生する事があったので決まった。

組合:先程も言ったが、「労働環境・労働条件」の厳しい大垣事業所に心臓疾患者の加藤さんを働かせる事を決めたのは、「嫌がらせ」としか思えないがどうか。

会社:就労性や業務上の必要性を配慮して決めているので問題はない。

3. この組合員は大垣運輸区在職中に車掌業務を行っていましたが、JR東海の産業医から「心臓疾患により車掌業務は不適」とされました。貴社はこの事実を掌握しているのか明らかにして下さい。

【回答】社員の就業上の配慮に必要な情報は適切に把握している。

〈主なやりとり〉

組合:「心臓疾患により車掌業務は不適」とされた加藤さんの病状を本当に把握しているのか。

会社:「車掌として働けないこと」はCMC会社で働くに当たっては関係が無い。

組合:「心臓疾患により気を失って倒れる」恐れがあるから車掌業務ができないので出向になった。CMCで働いているときにも「気を失って倒れる」恐れがある。

会社:大垣事業所の今の仕事は数人でのグループ作業なので「気を失って倒れても」他の人が気付いてくれるので心配は無い。

組合:今の「外掃」作業は高い洗浄台の上で作業をしているので「気を失って倒れた」ら怪我をする。 最悪「死亡」 するかもしれない。 会社は責任を取れるのか。

会社:そうならないために大人数のグループ作業をしている。大丈夫である。

組合:作業は個人で行っている。転落してからでは遅い。

4. 貴社産業医は心臓疾患の経過観察中である組合員を、外掃などの心臓に大きな負担のかかる労働に従事させることに同意しているか明らかにして下さい。

【回答】社員の就業上の配慮に必要な情報等は、適切に把握しており、産業医との連携して必要な確認を行っている、また、出向社員に対しても必要に応じて産業医面談を実施している。

〈主なやりとり〉

組合:「外掃」は心臓に負担が掛かる作業である。会社として正しい判断なのか。

会社:JR東海からの情報等で「働ける」と判断して働いてもらっています。

組合:JR東海から「働ける」と言われたのか。

会社:JR東海からの「産業医の判断」や加藤さんからの希望で受けてもらった「当社の産業医面談」等の情報を元に「働ける」と判断している。

組合:それでは、JR東海から「CMCで働ける」との判断をもらったのか。

会社:うちの会社で働けると「判断したので」働いてもらっています。

組合:加藤さんに何かあったらCMC会社が責任を取るのだな。

会社:それは、JR東海会社に言ってください。我々は、いろんな情報を元に「働ける」と判断して働いてもらっているだけですので。

組合:「必要な情報等は適切に把握している。」と言われた。責任は取れると言うことだな。

会社:「経過観察中」の社員を出したのはJR東海会社側で我々ではない。

組合:それでは、JR東海会社が「CMC会社で十分働けます」と言ったのだな。

会社:我々は、CMC会社で働けるかどうか判断しただけである。

組合:その社員が働いていて何かあればCMC会社の責任ではないのか。

会社:その為に「出向社員に対しても必要に応じて産業医面談を実施している。」現に加藤さんも 当社の産業医と面談を実施して現在産業医の判断で「夜勤」は止めている。ちゃんと体調 面などに配慮している。

5. 大垣事業所において従業員が出勤時刻の1時間、1時間半前に職場に来て、その日の作業内容を調べるなどのサービス労働が日常化している事実があることを掌握しているのか明らかにして下さい。

【回答】作業に必要な時間は確保している。また、社員に対して早め出社を指示した事実は無い。 〈主なやりとり〉

組合:大垣事業所では1時間30分前から出勤して準備する社員が多くいる。私も見習い初日に先生から「1時間30分前から出勤して」と言われた。大垣事業所の社員は近所の人が多いのか問題にしていないではないのか。

会社:会社としては早め出勤を指示していない。

組合:しかし、見習いの時に言われた。

会社:「道路が混雑する前に出勤したい」と思う人が出勤しているだけであると思う。

組合:いや違う、私は言われた。

会社:それでは、1時間30分前に出勤しなければ今、仕事ができませんか。

組合:今は仕事も覚えたのでそんな事はなくなった。

会社:準備時間は十分あるはずですから、早め出勤しなくても良いです。会社が早め出勤を強要していません。

6. 「5」の事実を把握していない場合は直ちに調査を行い、団体交渉開催日までに調査内容を明らかにして下さい。

【回答】作業に必要な時間は確保している。また、社員に対して早め出社を指示した事実は無い。 〈主なやりとり〉

会社:重ねて言いますが、会社は「早め出社を指示した事実は無いです」。

組合:もし、そのような事態が発生したら報告するので対処を宜しくお願いします。

会社:了解。

7. 大垣事業所において、終電が終わった後に勤務が終了し、列車通勤者は始発列車までイスの上で待っている事実を掌握しているか明らかにして下さい。

【回答】仮眠ができる休養室は使用できる。休養室を使用するかいなかは、社員個人で判断している。

〈主なやりとり〉。

組合: 夜勤が終了し勤務明け後、始発列車までの時間、食堂の長椅子で仮眠していると聞いている。 る。

会社:寝ている人は居ると聞いている。

組合:休養室はないのか?

会社:休養室はあります。

組合:うちの組合員は休養室が有ることを知らされていない。

会社: 夜勤勤務者には周知している。

会社: 勤務終了後から始発列車まで時間がないので食堂の長椅子で仮眠している方もいる。

組合: 夜勤勤務者が帰宅出来ない場合は全員ベッドを使用できるようにベッド数は確保されているのか。

会社:列車通勤者と車通勤者を考慮して勤務を作成している。

組合:大垣事業所の社員は殆ど近隣地区の通勤者である遠距離通勤の負担を無くすこと。

8. 「7」の事実に基づき、大垣事業所に仮眠室を設置することや、勤務態勢の変更など、働く者の負担が軽減する処置を早急に行って下さい。

【回答】仮眠ができる休養室は使用でき、適宜適切に対応している。そのような考えはない。

9. 上記4及び5の項目について心臓疾患者がこの様な労働実態にあることを貴社産業医は承知しているのか教えてください。

【回答】社員の就業上の配慮に必要な情報等は、適切に把握しており、産業医との連携して必要な確認を行っている、また、出向社員に対しても必要に応じて産業医面談を実施している。

10. また貴社産業医が、この申し入れまでに事実を上記4及び5の事実を承知していない場合は、この事実を貴社産業医に伝え、貴社産業医の判断を組合員に伝えて下さい。

【回答】適宜適切に対応している。

以上

- !	5	_
-----	---	---